

## 共謀罪についての各社の社説等

### ■朝日新聞「共謀罪」前提から説明し直せ(2月2日)

政権は「テロ等準備罪」と名称を変え、適用要件を厳しくしたうえで、創設のための法案を提出する構えだ。だが政府答弁には乱暴さやゆらぎが目につく。国民の理解はなお遠い。

代表例は安倍首相である。

衆院本会議で「法整備しなければ五輪を開けないといっても過言ではない」と述べた。招致段階を含め、初めて聞く話だ。

同予算委員会では、過去に提出された共謀罪法案について、「組織的でなくても、ばらばら集まって話をただけで罪になるわけです」と、従来の政府見解と全く異なる答弁をした。

いま検討中の法案の厳格さを強調したかったのだろうが、共謀罪をめぐる長年の議論の前提をくつがえす発言である。

問題の所在や経緯をしっかりと理解したうえで、首相は法案の提出を指示しているのか。賛否の立場をこえて、疑念を感じた人も多いだろう。

政府が共謀罪の創設を唱えてきたのは、00年採択の国際組織犯罪防止条約に加わるためだ。朝日新聞の社説は、国際協調の意義を認めつつ、立法措置が必要だとしても、ふつうの人の生活や人権を制約することのないよう、限定的なものにしなければならないと主張してきた。

政府は今回、(1)対象を団体一般から「組織的犯罪集団」に限る(2)摘発には、重大な犯罪の実行にむけた「準備行為」がなされることを必要とする——という二つのしぼりを加え、さらに「重大な犯罪」の範囲も絞り込む考えを示している。

方向性は妥当だが、具体的な条文案は明らかになっておらず、「恣意(しい)的な取り締まりにはつながらない」という説明を受け入れられる状況ではない。

そもそも、「重大な犯罪」の定義は条約で定められていて、絞り込みは不可能というのが、政府の一貫した立場だった。これとの整合性はどうなるのか。

間違っていたというのなら、あわせて重ねてきた「共謀罪を導入しなければ条約に加盟できない」などの答弁にも、あらためて疑義が生じよう。

テロ対策はむろん重要な課題だが、組織犯罪の類型は麻薬、銃器、人身取引、資金洗浄と多様だ。それを「テロ等準備罪」の「等」に押しこめてしまえば、立法の意義と懸念の双方を隠すことになりかねない。

誠実な説明と情報公開を通じて議論を深め、合意形成を図ることが肝要だ。看板を替え、五輪を名目に成立を急ぐような態度は、厳に慎まねばならない。

### ■毎日新聞 テロ等準備罪 犯罪の対象が広すぎる(1月14日)

過去に3度廃案になった「共謀罪」を盛り込んだ法案が、成立要件を絞り込み、罪名を言い換えて国会に出されようとしている。

組織的な重大犯罪を計画、準備した段階で処罰の対象とする「テロ等準備罪」だ。政府は、同罪を盛り込んだ組織犯罪処罰法の改正案を20日召集の通常国会に提出する。

実際に犯罪が行われ、結果が生じなければ罪には問わないというのが刑法の基本的な原則だ。法案が成立すれば、その体系は大きく変わる。

懸念されるのは、対象犯罪が676にも及ぶことだ。罪名にある「テロ行為」に関わる罪は、殺人や航空の危険を生じさせる行為、毒性物質の発散など167に限られる。

覚醒剤の輸出入や強盗、詐欺など幅広い罪が対象となっている。現行刑法にも、準備段階の犯罪を罰する規定はあるが、あくまで例外だ。

国会提出前に、与党内で法案審査が行われる。まずそこで、徹底的に問題点を洗い出すべきだ。

国連総会で2000年、国境を越える組織犯罪へ対処するため、国際組織犯罪防止条約が採択され、03年に発効した。政府は条約に署名し、国会も承認した。テロなど組織犯罪を国際的な連携で阻止するのは当然で、日本もその輪に加わるべきだ。

日本が今に至るまで条約を批准していないのは、国内法が未整備のためだ。条約は、「4年以上の懲役」が科せられる刑など重大な犯罪について共謀罪を設けることを各国に求めている。政府はこれに対応するため、03年以後、「共謀罪」法案を繰り返し、国会に提出してきた。

過去の法案は、適用対象を単に「団体」としていたため、市民団体や労働組合などが捜査の対象になり得るとして、反発を招いた。

今回、政府は適用対象を暴力団など「組織的犯罪集団」に限定した。犯罪を行おうとする合意（計画）だけでなく、凶器の購入資金の調達など準備行為が行われることも犯罪成立の要件に加えた。だが、要件の詳細な定義は明らかになっていない。捜査当局による一方的な事実認定によって市民の人権が侵害される可能性はいまだ払拭（ふっしょく）されたとはいえない。

罪名に「テロ」を盛り込みながら、「等」を入れたところが法案のポイントだ。テロ以外の犯罪にも広範に網がかけられている点がやはり最大の論点になる。

自民、公明両党には、対象犯罪の絞り込みを模索する動きがある。だが、対象犯罪を限定すれば条約の要請を満たせない、というのが政府の立場だ。一方、日本弁護士連合会は、日本の刑事制度下で条約の批准は可能だと主張する。対立点がある以上、拙速な議論は許されない。

## ■読売新聞 テロ準備罪法案 極論排して冷静に検討したい(1月23日)

テロや組織犯罪の芽を摘み、国民を守る重要な基盤となる法案だ。確実に成立させたい。

政府は今国会に、組織犯罪処罰法改正案を提出する。組織的な重大犯罪の計画・準備段階で処罰する「テロ等準備罪」の新設が柱だ。

過去に3度廃案となった「共謀罪」の創設法案を基にしている。共謀罪法案には、団体や共謀の定義が不明確で、捜査権が乱用されかねないとの批判があった。

今回は罪名を変更し、処罰対象をテロ組織や暴力団、振り込め詐欺集団など「組織的犯罪集団」に限定した。具体的な「犯行計画」だけでなく、資金調達や下見などの「準備行為」を犯罪の構成要件に追加し、厳格化した。

捜査当局の恣意的な法運用に対する有効な歯止めとなろう。

菅官房長官は「一般の方々が対象となることはあり得ない」と強調する。政府は、この点を繰り返し丁寧に説明し、国民の懸念の払拭に努めねばならない。

改正案は、テロ対策などでの国際協力を定めた国際組織犯罪防止条約の加入に必要なものだ。条約は187か国・地域が締結している。先進7か国（G7）で批准していないのは日本だけである。

2020年には東京五輪が控えている。国際連携を強め、テロ対策を拡充することが急務だ。

現行法には殺人予備罪などがあり、テロ等準備罪を設けなくても対処は可能だとの意見もある。だが、計画・準備段階で処罰できる規定は一部の犯罪にしかない。

当面の焦点は、政府・与党による対象犯罪の絞り込みである。

政府は、懲役・禁錮4年以上の刑が科される676の「重大な犯罪」から、組織犯罪との関連性が薄い罪などを除外し、300程度に減らすことを検討している。「対象犯罪が多すぎる」との公明党の主張に配慮したものだ。

多くの国民の理解を得て成立を図るには、やむを得まい。

政府内には、過度の絞り込みは条約締結に支障を招くとの指摘も出ている。捜査や他国との協力の実効性を維持する観点からも、慎重に検討することが大切だ。

疑問なのは、民進党が改正案への反対姿勢を強めていることだ。蓮舫代表は、「権力による監視に使われないか」「(犯罪の)名前を変えるだけでは到底理解できない」などと発言している。

条約が03年に国会で承認された際には当時の民主党も賛成した。民進党は、改正案の必要性について

て冷静に議論してもらいたい。

### ■日本経済新聞 「共謀罪」は十分な説明なしには進まない(2月6日)

テロや組織的な犯罪を、実行する前の計画段階で処罰する「テロ等準備罪」の新設を目指し、政府が組織犯罪処罰法の改正を検討している。いまの国会に法案を提出し、成立を図る構えだ。

この法案は国際組織犯罪防止条約を締結するための前提として、各国に整備が義務付けられた法律という位置づけだ。

これまでは「共謀罪」法案として3度国会に出されたが、「処罰対象が不明確で、恣意的に運用されかねない」といった批判が強く、いずれも廃案となった。

こうした経緯を踏まえた結果であろうが、法案提出の前から始まっている国会の論戦では理解に苦しむ場面が多い。

2020年の東京五輪対策やテロ防止を過度に強調したり、条約上絞り込めないと明言していた600超の対象犯罪を半数程度に削る姿勢を見せたり、政府側の対応はあいまいで二転三転している。

イメージの悪さを払拭する必要からか、「共謀罪とはまったく違う」「発想を変えた新たな法律だ」との説明も聞かれた。だが共謀罪とまったく違うなら肝心の条約が締結できなくなってしまう。こうなると一体何を狙っているのかさえよく分からない。

犯罪の共謀を罰する規定は、現行制度でもすでに爆発物取締罰則や国家公務員法などに13あるという。問題は共謀罪を新たに設けるといふことより、条約に便乗するような形で幅広く網をかけようとしてきた政府側の姿勢であることを指摘しておきたい。

各国が一致して組織犯罪を封じ込めていくという条約の意義は大きい。これに加わらないと、外国との容疑者引き渡しに滞りなど不利益があることも理解できる。

ただ条約の重点は本来、資金洗浄や人身取引などの組織犯罪に置かれている。もちろんテロも組織犯罪の一つで、同じような対策が有効だが、「テロのため」だけを強調すると本質からずれてしまわないだろうか。

そもそも国民の権利の侵害につながる懸念を持つ法案である。「本当に条約を締結するために不可欠なのか」「どの程度、処罰対象を限定することが可能か」といった疑問点も多い。

まさかカジノ法のような、駆け込みの成立を狙っているわけではなかろう。ここはまずは腰を据えて、分かりやすく説明していく必要がある。

### ■東京新聞 共謀罪 内心の自由を脅かす(1月14日)

話し合っただけで罪に問われる。それが共謀罪の本質だ。準備行為で取り締まりができるテロ等組織犯罪準備罪の法案が通常国会に提出される予定だ。内心の自由を脅かさないか心配になる。

「行為を取り締まるのではなく、思想を取り締まるものだ」。戦前の帝国議会である議員が治安維持法についてこんな追及をしたことがある。明治時代に刑法ができたときから、行為を取り締まるのが原則で、例外的に共謀や教唆、未遂なども取り締まることができた。

治安維持法はこの原則と例外を逆転させて、もっぱら思想を取り締まった。共謀罪も原則と例外の逆転の点では似ている。

犯罪の準備段階で取り締まる罪は実に六百七十六にもものぼる。詐欺や窃盗でも対象になる。道交法違反なども含まれる。では、それらの犯罪の「準備」とは具体的にどういう行為なのだろうか。六百七十六の罪でその定義をするのは、ほとんど困難であろう。

むしろ、共謀罪を使って、捜査機関が無謀な捜査をし始めることはないのか。そもそも共謀罪は国際的なマフィアの人身売買や麻薬犯罪、マネーロンダリング(資金洗浄)などをターゲットに国連が採択した。

それら重大犯罪には既に日本の法律でも対処することができる。政府は新設を求めるが、もう国内法は整っているのだ。日弁連によれば、国連はいちいちそれらをチェックすることはないという。つまり

共謀罪を新設しなくても条約締結は可能なのだ。

政府はむしろ二〇二〇年の東京五輪を念頭にテロ対策強化の看板を掲げている。だが、この論法もおかしい。例えばテロリストが爆弾を用いる場合は、企んだ段階で処罰できる爆発物使用共謀罪が既に存在する。テロは重大犯罪なので、法整備も整っているわけだ。政府は「テロ」と名前を付ければ、理解が得やすいと安易に考えているのではなかろうか。

合意という「心の中」を処罰する共謀罪の本質は極めて危険だ。六百以上もの犯罪の「準備」という容疑をかけるだけで、捜査機関は動きだせる。「デモはテロ」と発言した大物議員がいたが、その発想ならば、容疑をかければ、反政府活動や反原発活動のメンバーのパソコンなどを押収することもありえよう。

共謀罪は人権侵害や市民監視を強めるし、思想を抑圧しかねない性質を秘めているのだ。

### ■北海道新聞 「共謀罪」提出へ 危険な本質は変わらぬ(1月16日)

政府は犯罪行為を計画段階で摘発できる「共謀罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案を通常国会に提出する方向だ。

罪名を「テロ等組織犯罪準備罪」に変更し、成立要件として実行に向けた謀議のほか現場の下見などの「準備行為」を加えた。対象は「組織的犯罪集団」とする。

共謀罪関連法案は過去3度提出され、いずれも廃案になった。今回は2020年の東京五輪・パラリンピックに向けたテロ対策を掲げ、政府・自民党から成立への強い意志を示す発言が出ている。

しかし捜査機関の恣意(しい)的な解釈を許し、個人の内心や思想が処罰対象となりかねない危険性は変わらない。法案提出に反対する。

法案の危うさの1例として専門家は、銀行でお金を引き出しただけで逮捕される恐れを挙げる。

「お金を引き出す目的」という内心を、捜査機関が「テロの資金調達のため」とみなせば、準備行為の容疑として成立してしまう可能性がある。本当の目的は生活費だったとしてもである。

しかも適用対象となる懲役・禁錮4年以上の犯罪は詐欺や恐喝なども含めて676に上るという。

罪名にある「等」は準備の目的はテロに限らないという意味だ。

「組織的犯罪集団」も拡大解釈が可能だろう。

さまざまな組織、犯罪を対象に大きな網を広げ、狙いをつけて一網打尽にできる内容ではないか。

沖縄では米軍基地反対運動リーダーの山城博治沖縄平和運動センター議長が昨年10月以来、反対運動に絡み器物損壊などの容疑で3度逮捕され勾留が続く。支援者から「弾圧」との批判も出ている。

共謀罪が、国の政策に反対する運動を展開する労組や市民団体に適用されないと言い切れようか。

そもそも、共謀罪は国連で00年に採択された国際組織犯罪防止条約締結に必要な国内法整備というのが政府の主張だ。

だが、現行法でも殺人予備罪や凶器準備集合罪など重大犯罪を事前に摘発できる規定があり、テロ対策や条約締結のための共謀罪は必要ないと日弁連は指摘する。

それを安倍晋三首相は共同通信のインタビューに「成立させないと東京五輪を開催できない」と断言した。論理の飛躍も甚だしい。

特定秘密保護法、安全保障関連法に続き、憲法の基本的人権や平和主義の原則をゆがめる重大な法案を国民の審判も経ずに強引に成立させる一。こんな手法がまた繰り返されてはならない。

### ■岩手日報 共謀罪法案「必要性」が伝わらない(1月15日)

政府が、20日召集の通常国会に提出を予定する「共謀罪法案」は、特定秘密保護法、安全保障関連法に続き再び国論を分けるだろう。原則的に犯罪が行われた「既遂」を処罰対象とする刑法の原則が覆ることになるからだ。

国連は2000年に国際組織犯罪防止条約を採択。政府は、条約締結には「共謀罪」の法整備が要件として03～05年に計3回、関連法改正案を国会に提出したが、いずれも廃案になっている。

当初の提案では犯罪の謀議に加わっただけで処罰対象とされ、解釈次第で市民運動や労働組合が摘発対象になるとの批判が巻き起こった。

今回は、適用対象を「組織的犯罪集団」に限定。罪名を「テロ等組織犯罪準備罪」と言い換え、単なる共謀だけでなく犯罪を実行するための資金や物品調達などの「準備行為」を要件に加えた。政府、自民党は20年の東京五輪・パラリンピックを見据え、テロ対策強化の必要性を訴える。

菅義偉官房長官は「一般の人が対象になることはあり得ない」と言うが、組織的犯罪集団や準備行為の認定は捜査機関の裁量。拡大解釈や恣意(しい)的運用で処罰対象が拡大する懸念は依然消えない。

昨年7月の参院選では、大分県警が公示直前、野党の支援団体が入る建物敷地に無断で侵入し、隠しカメラを設置していた事実が判明。カメラには不特定多数の人が写っていたという。実際の運用に関わって、既に「あり得ない」話が起きている。

「共謀罪」の適用は懲役・禁錮4年以上の犯罪で、その数は676に上る。このままでは「共謀罪」が成立しない犯罪の方が珍しいという事態になりかねない。それはそのまま監視社会を意味する。

金田勝年法相は、今夏の東京都議選への影響を懸念する公明党の意を受け対象犯罪の絞り込みを示唆しているが、国会召集を目前にして、法案のずさんさを政府自ら証明するようなものではないか。

01年の米中枢同時テロの直後に米議会でスピード可決された「愛国者法」が、やがて一般市民の監視強化の後ろ盾となったのは苦い教訓だ。政府、与党は東京五輪を持ち出して必要性を強調するが、事を急ぐべきではない。

法案提出に反対する日弁連は、重大犯罪では現行法でも未遂以前の段階で処罰できる仕組みがあると主張。「国際条約への対応は国内法の原則に合わせた立法で十分」と、政府に議論を仕掛けている。

共謀罪は14年秋に提案が見送られ、昨年も臨時国会直前に断念。選挙への影響や他の課題を優先した結果だ。

必要性を言うほどの緊急性はうかがわれない。本当に必要な法律なのだろうか。

## ■河北新報「共謀罪」法案／危険な本質は変わらない(1月20日)

通常国会がきょう召集される。焦点の一つになりそうなのが、いわゆる「共謀罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案。政府は後半国会での提出を目指しているが、何しろ過去に3度も廃案になったいわゆる付きの法案である。

多少手直ししても、実行行為がない共謀などの段階で数多くの犯罪を処罰しようとする危険性は変わらない。法案提出を見送り、同時に共謀罪も最終的に断念すべきだ。

3年後に迫った東京五輪・パラリンピックへの備えというのであれば、別の手だてで検討を進めればいい。

共謀罪は2003年以降、3度国会に提出され、いずれも野党の強い反対に遭って廃案になった。昨年秋の臨時国会でも提出が検討されたが、結局見送っている。

昨年は罪名を「共謀罪」から「テロ等組織犯罪準備罪」へ、対象も「団体」から「組織的犯罪集団」へ修正する方針だった。構成要件についても、共謀だけでなく「実行の準備行為」を新たに加える考えを示していた。

提出されれば4度目となる法案では、さらに対象犯罪の数を減らすことなどが検討されているとみられる。

これまでの法案では、一気に676もの犯罪が共謀だけで処罰可能になったが、200～300まで絞り込む方向だという。それでもかなりの数になる。乱用されてしまったら、国民の人権を損なう危険性は同じだろう。

当たり前のことながら、犯罪は基本的に実行に移さなければ罪には問われない。重大な結果をもたらしかねないようなケースでは、今の刑法などでも「予備」や「準備」、「陰謀」といった手前の段階で処罰可能だが、例外中の例外のケースだ。

もし共謀罪が導入されれば理屈の上では、多くの犯罪が計画だけで摘発可能になってしまう。捜査の

進め方によっては、極めて危険な社会になりかねない。

内密に行われる共謀や準備を突き止めるためには、通信や会話の傍受などに頼ることになるだろう。日弁連は「市民のプライバシーに立ち入って監視するような捜査」の危険性を訴えているが、的外れとは思えない。

共謀罪の議論が始まったのは「国際組織犯罪防止条約」がきっかけだった。政府は批准に共謀罪が必要と訴えてきたが、日弁連はなくとも可能だという立場だ。

さらに日本はテロ防止関連の条約をかなり批准しており、対策は進んでいるとも日弁連は主張している。

いずれにしても国際的なテロ対策と条約、共謀罪との関連について、国民の理解が深まっているとは思えない。

刑法の原則と例外をひっくり返すような立法措置は到底認め難いし、もし反対はあっても数の力で押し切れるともくろんで提出するとしたら、もっての外だ。

### 【新潟日報】「共謀罪」監視社会への懸念が募る(1月16日)

「共謀罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案が20日召集の通常国会に提出される見通しとなった。テロが世界各地で頻発する中、2020年の東京五輪・パラリンピックを見据えて対策を強化するのが狙いだ。

テロを未然に防ぐ対策を政府が講じることは必要だろう。問題は、「監視社会」になる懸念が拭えないことだ。

共謀罪は過去に3度、廃案になった経緯がある。

当初提出していた政府案は、重大犯罪の謀議に加わっただけで罪に問われる内容だった。

犯罪の実行を罰するのが原則の日本の刑法体系を覆すだけではない。拡大解釈で、市民団体などが摘発の対象になりかねないとの批判が高まり、廃案に追い込まれたのである。

こうした経緯を踏まえて共謀罪の構成要件を改め、罪名を「テロ等準備罪」に変更し、対象を「組織的犯罪集団」に限定して改正案を提出する予定だ。

単なる共謀だけでなく「準備行為」も要件に加えるという。

政府は、180カ国以上が締結する国際組織犯罪防止条約に基づいて各国と連携するには、法整備が不可欠と強調する。

安倍晋三首相も「一般の方々が対象となることはない」と理解を求めている。

新たな罪名や適用対象を見れば、当初案とは懸け離れ、限定的なようにも見える。

一方でテロ等という表記や、組織的犯罪集団、準備行為の定義は極めて曖昧と言わざるを得ない。

国際テロ組織や暴力団などを、そうした組織に想定しているのは確かだろう。

だが、犯罪集団や準備行為を認定するのは捜査機関だ。加えて、組織犯罪処罰法改正案が対象とする犯罪はあまりにも多い。

対象は懲役・禁錮4年以上の刑を科すことができる重大犯罪としているものの、その数は600を超える。中には、業務上過失致死傷罪といった組織犯罪と関連が薄いものも含まれる。

恣意(しい)的に解釈すれば、適用対象が限定されるどころか拡大解釈され、権力の乱用につながる恐れは十分にある。

共謀罪に反対する日弁連などは、米軍基地や原発への反対運動が対象になる可能性があるとしているが、決して的外れとは言えないだろう。

昨年12月には、捜査で電話やメールを傍受できる通信傍受の対象犯罪を大幅に拡大する改正通信傍受法が施行された。

共謀罪を新設する改正法が成立すれば、通信傍受の活用が一層進み、組織にとどまらず、個人の人権が侵害される恐れが強まるのは想像に難くない。

共謀罪については、与党の公明党内部からも慎重論が出ている。

当初案から変更点があったとはいえ、問題点は実質的に解消されていない。

政府は3度廃案になった事実を重く受け止める必要がある。数の力を背景にした強引な国会運営は許されない。

### ■信濃毎日新聞「共謀罪」法案 危うさ隠す政府の姿勢(1月28日)

「共謀罪」を新設する組織犯罪処罰法の改正をめぐって、法案提出前から国会で激しい論議が起きている。重要な論点の一つが、国際組織犯罪防止条約を締結するには法制化が不可欠とする政府の説明である。

条約は2000年に国連で採択された。国際的な組織犯罪を防ぐため、重大な犯罪の共謀、または犯罪集団の活動への参加を処罰することを締約国に義務づける。

この義務を国内法は満たしていないと政府は言う。一方、日弁連は、条約の締結に新たな立法は必要ないと指摘している。

思想でなく行為を罰する。それが刑法の根本にある考え方だ。既遂の処罰を原則とし、例外的に未遂罪がある。実行に至らない段階で処罰することは、例外中の例外として認められるにすぎない。

話し合っただけで処罰の対象にすることは、内心に踏み入り、思想を取り締まることにつながる。刑法の原則を覆し、著しい人権侵害を招く恐れがある。

幅広い犯罪に共謀罪が適用されれば、未遂罪さえ定められていない犯罪が共謀罪で処罰されるような矛盾も起きかねない。刑法の法体系は土台から崩れてしまう。

条約は〈自国の国内法の基本原則に従って、必要な措置をとる〉と明記している。憲法や刑法の原則に反する法整備が求められているわけではない。

日弁連はまた、重大な組織犯罪を実行前の段階で処罰する規定は既にあると指摘する。殺人や放火は予備罪が定められ、凶器準備集合罪は暴力犯罪を準備段階で処罰できる。ハイジャック防止法にも予備行為を罰する規定がある。

なぜ、さらに幅広く共謀罪を設けなければならないのか。政府の説明は十分な根拠を欠く。

共謀罪法案は2000年代に3度、国会で廃案になった。今回は罪名を「テロ等準備罪」に改め、一定の準備行為があることも要件に加える。「共謀罪と呼ぶのは間違い」だと安倍晋三首相は言うが、共謀が処罰の対象になることに変わりはない。

テロ防止に条約締結は極めて重要とし、「締結できなければ東京五輪を開けないと言っても過言ではない」とも述べた。ただ、条約は本来、マフィアなどによる組織犯罪の防止を目的にしたものだ。条約締結と五輪に向けたテロ対策はただちには結びつかない。

共謀罪の危うさを覆い隠すかの姿勢が見え隠れしている。惑わされず、国会の論議に注意深く目を向けていく必要がある。

### ■京都新聞 共謀罪 人権脅かす懸念拭えぬ(1月11日)

強権と乱用の懸念が拭えない。

政府は、「共謀罪」の新設を柱とする組織犯罪処罰法改正案を20日召集の通常国会に提出する方針を明らかにした。

共謀罪は、犯罪を実行に移す前に計画に加わっただけで処罰する。捜査機関の拡大解釈による人権侵害の恐れが問題となり、国会で3回廃案になった経緯がある。

政府は2020年の東京五輪・パラリンピックに備えたテロ対策のためと強調するが、聞こえてくる中身は従来の危うさが消えないままだ。またぞろ土壇場になって与党の「数の力」で押し通すのではなく、速やかに全容を国民に説明すべきであり、国会で徹底的に問題点を洗い出す必要がある。

共謀罪が特異なのは、対象となる犯罪が広いことだ。政府が法案の下敷きとする国連の国際組織犯罪防止条約は、懲役・禁錮4年以上の犯罪としており、国内では計676に及ぶ。殺人や窃盗、詐欺のほか業務上過失致死など組織犯罪と関連が薄いものも含まれる。懸案の絞り込みは与党内でも議論できて

おらず、とりあえず網をかぶせるというのでは乱暴すぎる。

適用対象は、以前の「団体」から「組織的犯罪集団」とし、計画だけでなく資金集めなど具体的な「準備行為」を要件に加える方向のようだ。だが何が該当するのか曖昧で線引きも難しく、捜査機関の恣意（しい）的な解釈を排除しがたい。市民団体などが自らも対象になり得ると警戒するのは無理もない。

反対する日弁連は、従来政権で検討されていた、国境をまたぐ犯罪に要件を限る議論が立ち消えになっていることも批判している。政府は条約締結のため法整備が不可欠とするが、条約が掲げるのは越境的な組織犯罪の封じ込めであり、政府のより大きな狙いは国内にあるのではという疑念だ。

安倍政権は、特定秘密保護法をはじめ政府の裁量や捜査機関の権限を広げる法整備を相次ぎ進めてきた。電話やメールの傍受も法改正で比較的軽微な犯罪にまで拡大している。今回も五輪開催やテロ対策を前面に掲げれば、国民の批判が高まりにくいという計算を感じざるを得ない。

現在でも殺人など一部犯罪を準備段階で処罰する規定があり、既存法を駆使すれば条約に対応でき、他国の例をみても締結は可能という指摘もある。

多様化するテロは法整備だけで防げるものでない。情報収集や捜査手法面の連携や力量の向上こそ急ぐべきだろう。

### ■神戸新聞「共謀罪」法案／本当に必要な法律なのか(1月27日)

やっと議論が始まった。昨日の衆議院予算委員会のやりとりを聞いた実感である。テーマは「テロ等組織犯罪準備罪」を盛り込んだ組織犯罪処罰法の改正案だ。

改正案は過去3度、国民や野党の反対で廃案となった。犯罪を実行しなくても、相談しただけで処罰の対象となる「共謀罪」の新設が含まれていたからだ。

政府は東京五輪・パラリンピックに向けてテロ対策を充実させるとし、過去の法案から適用条件を絞り込み、罪名を「テロ等～」に変更して国会に出そうとしている。

犯罪の相談や計画だけでは罪とせず、資金調達などの準備行為が必要とされる。それでも日本弁護士連合会（日弁連）を中心に、捜査機関の職権乱用と市民社会の監視の恐れを危惧する声が広がる。テロ対策の名の下で適用条件や罪名を変えても、中身は従来の「共謀罪」と同じだという主張である。

国会は国民の疑念に、誠実に向き合うことが求められる。十分な審議がないままに議論が打ち切られ、採決が強行されるようなことはあってはならない。

現在、政府が法案の作成を進めている段階だ。安倍晋三首相は国際社会と連携してテロと戦うために、国際組織犯罪防止条約を締結する必要があると訴える。締結には国内法の整備が欠かせず、そのための新しい法案だとする。

これに対し、日弁連は新たな法律をつくらなくても条約締結は可能との立場だ。すでにある準備罪や予備罪などで、犯罪の準備段階の罪を問うことができると訴える。

昨日の予算委員会で、ようやくこの点が質問に取り上げられた。日本が国際条約の締結に際し、必ずしも国内法を整備していない点も指摘された。例えば、ヘイトスピーチを刑罰で規制するよう求める人種差別撤廃条約などだ。

政府は対象となる犯罪を絞り込んでいるとされる。一方、法務省はホームページなどで犯罪を絞り込めば条約が締結できなくなると主張しており、矛盾が生じている。

法律は一度できてしまえば、時の権力によって都合よく運用される可能性がある。国会は慎重に審議を進めなければならない。本当に必要な法律なのか。政府ははぐらかさずに筋の通った説明をすべきだ。

### ■高知新聞【共謀罪】危うさは解消していない(1月11日)

名称を変え、適用対象などを絞っても、捜査当局による乱用の恐れは拭えず、市民活動や思想・信条の自由を脅かしかねない。

政府が、そんな危うさのある「共謀罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案を20日召集の通常国会に提出する方針を固めた。



共謀罪は重大犯罪の実行行為がなくても、謀議に加わるだけで処罰できるようにするものだ。日本の刑事法制はごく一部の例外を除いて、実行された犯罪を裁くのが原則で、共謀罪の幅広い適用は大きな転換につながる。

政府は2003年から05年にかけて、国会に新設のための法案を3度提出した。だが、国民の強い反発によって、いずれも廃案となった経緯がある。

今回は、20年の東京五輪・パラリンピックに向けたテロ対策の強化を前面に押し出し、罪名を「テロ等組織犯罪準備罪」に変更する。過去の法案では単に「団体」としていた適用対象も「組織的犯罪集団」に限定する、としている。

さらに、単なる共謀だけでなく、資金の確保など犯罪を実行するための「準備行為」も構成要件に加える方向だ。どれもが厳しい批判を踏まえた見直しだろう。

だが、組織的犯罪集団に当たるかどうかを判断するのは、あくまで捜査当局だ。準備行為の具体的な内容も明確とはいえない。しかも、対象となる犯罪は法定刑が懲役・禁錮4年以上の676に上るという。

見直しによって装いを変えても、捜査当局が恣意（しい）的に判断する余地は大きく残っているといわざるを得ない。職権乱用による人権侵害の危険性は解消されないままだ。

共謀罪の新設へと動ききっかけになったのは、2000年の国連総会で採択された「国際組織犯罪防止条約」だ。政府は批准するためには、共謀罪を含む国内法の整備が必要だと繰り返し説明している。

これに対し、日本弁護士連合会は条約の批准に「新たな立法は必要ない」との立場だ。これまでに180カ国以上が批准しているが、多くの国は国内法を整備しなかったり、多少の法整備で済ませたりしたとも指摘している。

欧米をはじめ世界各地でテロが頻発し、一般市民が集まる場所を標的にするケースも増えている。日本人が巻き込まれる事件も起きた。テロを未然に防ぐための取り組みを強化する必要があるのは確かだろう。

ただし、共謀罪の新設が果たして必要なのか。捜査当局が犯罪の謀議を把握するためとして、市民の日常会話や電話、メールの傍受などを強めていくことは容易に想像できる。国による監視が一段と強化される社会につながる恐れは大きい。

私たちの自由や権利に深く関わる問題だ。国会の審議では必要性の有無や問題点について徹底的に議論しなければならない。政府、与党の採決強行などを容認できないことはいうまでもない。

## ■【山陽新聞】 共謀罪 対象絞っても懸念拭えぬ(1月18日)

20日召集される通常国会の大きな焦点の一つに、「共謀罪」の新設を柱とする組織犯罪処罰法改正案が浮上している。テロ対策強化に向けて政府が提出する意向で、当初案より対象が絞られる見通しだが、人権侵害などにもつながりかねないとの指摘もあり、慎重な対応が必要だ。

共謀罪は重大犯罪を実行していなくても、謀議の段階で罪に問われるものである。2003～05年に計3回、国会に提出された。だが、適用対象を単なる「団体」と規定していたため、「一般の市民団体や労働組合なども対象になる恐れがある」という批判が野党や国民から高まり、いずれも廃案となった。

こうした経緯を踏まえて打ち出す今回の改正案は、適用対象を「組織的犯罪集団」に限定し、罪名は「テロ等組織犯罪準備罪」に変えた。単なる共謀だけでなく、拳銃の購入資金を用意するといった「準備行為」も要件に加えた。適用のハードルを高くして、国民の抵抗感をやわらげたい思惑のようだ。

しかし、対象犯罪の範囲はあまりにも広い。政府の原案では「懲役・禁錮4年以上の犯罪」として、計676に上る。実行を計画しようのない犯罪も含まれており、与党の公明党が「対象が広すぎる」との懸念を示しているのも当然だ。政府はテロの手段となり得る167の犯罪を中心に200～300程度まで絞る方向という。

共謀罪をめぐる論議は、00年に国連総会で採択された「国際組織犯罪防止条約」を受けて始まった。

これまでに180カ国以上が条約を締結済みだが、日本は先進7カ国の中で唯一、未締結のままである。締結に向け、政府は「20年の東京五輪・パラリンピックを見据え、各国と連携して国際的なテロに備えるためにも国内法の整備が必要だ」と主張する。

世界各地でテロ事件が後を絶たず、被害は日本人にも及んでいる。人々の安全を守るための備えが重要なことは言うまでもない。

それでも不安視する声は少なくない。日本弁護士連合会は、組織的犯罪集団や準備行為の認定は捜査機関が個別に行うため、恣意（しい）的な解釈が行われかねないと懸念する。謀議を突き止めるため、盗聴や監視カメラなどによってわれわれの日常のプライバシーも侵害されるのではとの心配が拭えない。市民生活の安全を守るはずのものが、監視社会につながったのでは本末転倒だ。日弁連は現行法のままでも組織犯罪を計画段階で取り締まれるから、条約締結に共謀罪は必要ないとしている。

国会の審議では、共謀罪の必要性の有無も含めた徹底した議論が望まれる。現行法ではテロ対策にどのような不備があるのかを専門家の意見も交えながら、具体的な質疑を通して明らかにしてもらいたい。国民もしっかり議論の行方を注視したい。

### ■山陽中央新報 共謀罪法案／厳格な歯止めが必要だ(1月19日)

政府は「共謀罪」の新設を柱とする組織犯罪処罰法改正案を20日召集の通常国会に提出する。2000年に国連で採択された国際組織犯罪防止条約に加盟し、各国と連携してテロ対策を強化していくには共謀罪が不可欠と強調している。安倍晋三首相は「加盟できないままでは、20年東京五輪・パラリンピックが開催できない」と述べた。

殺人や詐欺などの犯罪は実行して初めて処罰の対象になるが、共謀罪では2人以上が犯罪を計画した段階をとらえ、たとえ実行しなくても処罰する。これによってテロなどの重大な犯罪を未然に防ぐことができるかと法務省などは説明する。ただ、捜査機関による乱用に対する懸念も根強い。

過去に3度も廃案となった法案は共謀罪で摘発する対象を単に「団体」としたことで野党や日弁連から「市民団体や労働組合も対象になる」と批判を浴びた。そこで提出予定の法案は対象を暴力団などの「組織的犯罪集団」に限定。資金調達や下見といった「準備行為」を処罰要件に加え、罪名も共謀罪から「テロ等準備罪」に変えた。

政府は「従前の共謀罪とは別物。一般の人が対象になることはない」とする。本当にそうか。野党は対決姿勢を強めており、共謀罪が適用される676もの犯罪を絞り込む動きもある。だが、そうした修正をしても、表現の自由など基本的人権を脅かす危険は残るだろう。

罪名を変えても、共謀を罰するという本質は変わらない。また「共同の目的が重大な犯罪」とされる組織的犯罪集団に対象を絞るといっても、会社や各種の団体も含まれる余地はある。過去に会員制温泉リゾートクラブを運営する会社が経営難で返還の見込みがないのに預託金を集め、実質オーナーが組織的詐欺の罪に問われた事件があった。

社員の多くに詐欺の認識はなかったが、上層部が詐欺目的の組織に変えたとき最高裁は認定、有罪が確定した。まともな会社が犯罪集団に変質した例だ。犯罪集団か否か、あるいは変質したかを判断するのは捜査機関で、幅広く網が掛けられる恐れも指摘されている。

準備行為という要件の追加にしても一見、運用を厳格にしたように見えるが、そうではない。共謀・計画の疑いがあれば、準備行為はあろうとなかろうと、捜査機関は家宅捜索など強制捜査に踏み切ることができる。あくまで起訴して処罰するための要件にすぎず、強制捜査の過程で捜してもいい。恣意（しい）的な運用には歯止めをかけなければならない。

さらに共謀の疑いをつかもうとすれば、特定の団体やメンバーを常時監視下に置くことが必要になり、電話やメールの内容を傍受したり、街中の防犯カメラから映像を拾い行動確認を行ったりするだろう。改正通信傍受法の施行によって対象犯罪は大幅に拡大され、薬物、銃器犯罪など従来の4類型に組織的な詐欺や窃盗など9類型が追加された。

共謀罪が適用される犯罪の数は「懲役・禁錮4年以上」という国連の犯罪防止条約の規定に基づく。

業務上過失致死や傷害致死といった事前に計画できない罪を削るなど絞り込みは可能だ。

### ■西日本新聞「テロ等準備罪」名称変えても懸念は残る(1月24日)

政府は、犯罪を行おうと2人以上で合意した段階で処罰できる「共謀罪」の構成要件を変えた「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法の改正案を通常国会に提出する方針だ。

共謀罪を柱とする法案は過去3回、国会に提出され、その都度、日弁連や市民団体、野党の反対で廃案に追い込まれた。

なぜ反対が強いのか。刑法は実際の犯罪行為で具体的な被害や危険が生じてから罪に問うのが原則だ。しかし、共謀罪は話し合ったり、メールをやりとりしたりするだけで罪になる。いわば「心の中」が罰せられる恐れがあり、思想信条の自由が侵されかねない。

そこで政府は罪名を変え、2020年の東京五輪・パラリンピックに向けたテロ対策強化を前面に打ち出した。国民の理解を得やすい五輪のテロ対策を掲げ、反対世論をかわす狙いがあるのだろう。

適用対象も「組織的犯罪集団」に限り、資金用意など「準備行為」を要件に加える。対象の「懲役・禁錮4年以上の罪」は676もあるが、慎重論の強い公明党などに配慮して半数程度に絞り込む方向で調整をしている。

だが、それで懸念が払拭（ふっしょく）できるわけではない。菅義偉官房長官は「一般国民が対象になることはあり得ない」と述べるが、捜査機関の拡大解釈を心配する声もある。日弁連は「労組がストライキをして、工場のロックアウトを計画すれば、逮捕監禁罪の共謀罪が成立しかねない」と指摘する。

法案の成立について政府は「2000年に国連総会で採択された国際組織犯罪防止条約を締結する要件として必要」とも説明する。この条約は複数の国にまたがる組織犯罪や犯罪で得た資金の洗浄などを防ぐのが目的だ。

こうした犯罪には既存の予備罪や準備罪などで対応できるとの声は与党の一部にもある。

本当に急いで実現を要する法案なのか。安全保障関連法や特定秘密保護法に続き、憲法違反と指摘されることはないか。慎重な検討を改めて政府に求めたい。

### ■熊本日日新聞 共謀罪法案 なお権力乱用の懸念残る(1月27日)

政府は「共謀罪」の新設を柱とする組織犯罪処罰法改正案を今国会に提出する予定だ。共謀罪の法案は過去に3度、人権を脅かすとして廃案になった経緯がある。今回は犯罪の成立要件をより厳格にしたといい、罪名も「テロ等準備罪」に変えた。

しかし罪名は変わっても、2人以上が犯罪を話し合い、合意した計画の段階をもって処罰するという本質は変わらない。日本の刑法は、犯罪はそれが実行されて初めて処罰の対象とする「既遂」を原則としてきた。大きな転換だ。

過激派組織によるテロが世界で頻発する中、その対策が急務なのは言うまでもない。しかし一方で捜査側の解釈で適用が拡大され、権力乱用につながる恐れもある。慎重な議論が必要だ。

国際社会と連携しテロ対策を強化するには共謀罪が不可欠。政府の説明だ。目指すのは、2000年に国連で採択された国際組織犯罪防止条約への加盟だ。安倍晋三首相は「加盟できなければ20年の東京五輪・パラリンピックを開催できないと言っても過言ではない」とまで述べた。

条約は、国際的な組織犯罪に対処するため「4年以上の懲役・禁錮を定めている罪」を共謀罪の対象とするよう求めている。そのままだと対象となる犯罪は600を超えるが、直接テロの手段になり得るものはその4分の1以下とされる。政府はこれらを中心に、対象犯罪を200～300程度に絞り込む方向だという。

ただ、法律家の間には、組織犯罪については計画段階で取り締まる法律が既に整備されているとして「新たな法律なしでも条約の締結は可能」という指摘もある。法改正の必要性について、原点に戻った論議が必要だろう。

過去に廃案となった法案は適用対象を単なる「団体」と規定し、犯罪の謀議に加わっただけで処罰

される内容だったため、「市民団体や労働組合の活動もターゲットになる」と強い批判が出た。

今回提出予定の法案は対象を暴力団などの「組織的犯罪集団」に限定。場所を下見する、拳銃の購入資金を用意するなどの「準備行為」を処罰の要件に加えた。政府は「従来の共謀罪とはまったく別で、一般の人が対象となることはない」と強調する。

しかし犯罪集団や準備行為の定義はなおあいまいだ。「運用を厳格にする」とするが、その判断は捜査側に委ねられる。共謀や計画の疑いがあれば、捜査機関は家宅捜索など強制捜査に踏み切ることもできる。恣意 [しい] 的な運用の可能性は否定できない。

安倍政権になって、特定秘密保護法の施行や通信傍受法の対象拡大など社会への監視を強化するような動きが目立つ。捜査機関の権限拡大に結び付き「悲願」ともされてきた共謀罪の新設もその一環なのだろうか。

「オリンピックに乗じて」「テロを前面に」「“共謀” という名称を使わなければ」…。そんなもくろみがあるとすれば論外だ。

### ■南日本新聞 共謀罪法案] まず問題点を洗い出せ(1月19日)

そもそも必要な法整備なのか。問題点を洗い出すことが先だ。

政府は、「共謀罪」の構成要件を厳格化した「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案をあす召集される通常国会に提出する方針だ。

2020年の東京五輪・パラリンピックを見据え、国際的なテロに備えるためにも法整備は必要だというのが政府の言い分である。

共謀罪では、2人以上が犯罪を計画した段階をとらえ処罰する。これでテロなどを未然に防げると法務省などは説明する。

だが、共謀罪を巡っては不安視する声絶えない。捜査機関の職権乱用や拡大解釈による人権侵害が生じる恐れがあるとして、日弁連などは強く反対している。

政府に求められるのはまず、法案についての丁寧な説明だ。審議は慎重に行い、成立を急ぐべきではない。

共謀罪はこれまで3度、廃案になった経緯がある。

当初は、重大犯罪の謀議に加わっただけで罪に問われる内容だった。政府は昨年秋の臨時国会提出を見送り、罪の名称や構成要件の見直しを進めていた。

罪名は「テロ等組織犯罪準備罪」に変更する。対象を暴力団など「組織的犯罪集団」に限定し、単に共謀だけでなく「準備行為」も要件に加える案で調整している。

「組織的犯罪集団」に限定したのは、対象を「団体」としていた過去の改正案では、市民団体や労働組合の活動がターゲットになるとの批判が出たからだ。

罪名の変更は世論の批判をかわす狙いだらう。

ただ、捜査機関の恣意 (しい) 的な運用で反原発や反基地の団体にまで適用される恐れも指摘されており、その懸念は払拭 (ふっしょく) できない。

政府がテロ対策などのために締結を目指している国際組織犯罪防止条約は、「4年以上の懲役・禁錮を定めている罪」を共謀罪の対象にするよう求めている。その数は676にも上る。

こうした中、対象が広すぎるとの公明党の指摘を受け、200～300程度まで絞る方向だ。

だが、対象を絞れば済む話ではあるまい。日弁連は、組織犯罪を計画段階で取り締まる法律は整備されているとし、「新たな立法をしなくても条約を締結することは可能」と指摘する。

改正案を提出する場合でも、国をまたいだ犯罪であること (越境性) などを要件に加えるべきだと主張している。

民進党など野党は法案への反対姿勢を強めている。法案の本質を見定めることが何より重要だ。

### ■沖縄タイムス [「共謀罪」提出へ]危うい本質は変わらず(1月16日)

罪名を変えても本質は変わらない。

政府は、過去3度廃案となった「共謀罪」を「テロ等準備罪」に言い換えた組織犯罪処罰法改正案を20日召集の通常国会に提出する方針だ。

2人以上で犯罪を計画、準備した段階で処罰できる危うい法案である。

日本の刑事法体系は「既遂」を原則とする。法案はこれに矛盾するもので、思想信条や表現の自由といった憲法で保障された基本的人権を侵害することにつながりかねない。戦前、戦中に思想弾圧し、多くの逮捕者や死者も出した治安維持法を思い起こさせる。

法案は対象犯罪を「懲役・禁錮4年以上の刑が定められた重大な犯罪」としているが、万引や釣り銭詐欺など必ずしも重大と言えない窃盗罪や詐欺罪を含めると、676にも上る。

「テロ等準備罪」としているにもかかわらず、テロに関する罪は全体の4分の1にしかすぎない。

法案の必要性を政府は2020年の東京五輪・パラリンピックを口実にしている。世論の批判をかわしたい狙いがあるのだろう。

政府は過去の法案で適用対象とした「団体」を「組織的犯罪集団」に変え、資金の調達や犯行現場の下見など犯罪を実行するための「準備行為」など成立要件をより限定したと言っている。

だが、それらを判断するのは捜査当局だ。

共謀について過去の国会審議で法務省が「目くばせでも相手に意思が伝えられるかなと思います」と答弁したことからも明らかのように、捜査当局の拡大解釈や恣意（しい）的運用の危険性が高まる。

■

政府が「共謀罪」創設の理由としてきたのは、国連総会で2000年に採択された「国際組織犯罪防止条約」である。もともと複数の国にまたがるマフィアなどによる経済犯罪を防ぐために各国が捜査協力するための条約だ。

180カ国以上が締結しており、日本も署名はしているが、政府は「共謀罪」を盛り込んだ法整備ができていないため条約締結に至っていないと説明する。

これに対し、日本弁護士連合会は06年と12年の2度にわたって立法に反対する意見書を発表。16年には法案を国会に提出することに反対する会長声明を出して批判する。

日弁連の調査によると、批准国は、その国の法制度で条約の要件を満たしているとするか、多少の法整備をする国がほとんどで、「共謀罪」の導入は不可欠とはいえないと指摘している。

■

日本の刑法にはすでに一定の重大な犯罪には、陰謀罪、共謀罪、予備罪、準備罪などが整えられている。政府の説明に説得力はない。

仮に法が成立すれば、密告が奨励され、互いに監視し合う息苦しい社会になる恐れがある。

法案は、特定秘密保護法などと抱き合わせれば、市民や労働組合の米軍基地に対する抗議活動を弾圧しかねない。個人の自由や人権を侵害する「平成の治安維持法」になる懸念が消えない。

## ■しんぶん赤旗「共謀罪」の創設 法案の国会提出は許されない(2月6日)

安倍晋三政権が開会中の通常国会に提出を狙う「共謀罪」法案の危険性が国会での野党の追及で次々と明らかになっています。安倍首相らは「テロ対策」のためであり、「一般の人が対象になることはない」と繰り返しますが、予算委員会の審議で、政府側は「テロ組織」の定義すらまともに説明できません。こんな状態で、国民の思想や良心の自由、人権にかかわる重大法案を持ち出すこと自体、異常です。安倍政権は法案の国会提出を断念すべきです。

歯止めのなさ浮き彫りに

安倍政権が「テロ対策」の名目で共謀罪を新設するために国会に出そうとしているのは、組織犯罪処罰法改定案です。この法案は2000年代初めから3回にわたり国会に提出されたものの、実際の犯罪行為がなくても、相談や計画ただけで処罰される危険な内容に、“内心を取り締まるのか”と国民の強い反対が広がり、3度とも廃案に追い込まれたものです。

今回、安倍政権は、共謀罪ではなく「テロ等準備罪」にしたとか、対象を絞り込むなどといって過去の共謀罪とは違うとさかんに強調しますが、野党議員の国会質問は、危険な本質に変わりがないことを浮き彫りにしています。

政府は、処罰対象は「組織的犯罪集団」に限ると説明し、その集団は、テロ組織、暴力団、薬物密売組織と例示しています。しかし、日本共産党の藤野保史衆院議員の質問に、金田勝年法相は「それ以外のものも含まれる場合がある」とした上、なにが「共謀」にあたるか判断するのは捜査機関と述べました。安倍首相も組織的犯罪集団の「法定上の定義はない」と認めました。これは事実上、警察などに判断をゆだねるというものです。いくら、労働組合や市民団体、民間企業が対象にならないよう法文上明確にする、といっても歯止めになる保証はありません。

警察はこれまでも、原発反対の幅広い市民運動などを監視対象にして情報収集を繰り返してきました。法相は、他の野党議員の追及に、共謀罪をめぐる捜査の中で、電話やメールなどの盗聴を可能にした「通信傍受法」を使うことを将来的に検討することも認めました。共謀罪の創設で、犯罪に関係のない国民の人権・プライバシーが侵される監視社会への道が一層強まることは否定できません。

「テロ対策」という口実は崩れています。日本はすでにテロ防止のための13の国際条約を締結し、57の重大犯罪について、未遂より前の段階で処罰できる国内法があります。政府が持ち出す国際条約も「テロ対策」が目的ではありません。東京五輪の開催を理由にして国民を欺き、思想・内心を取り締まる違憲の法律を成立させようというのは、極めて悪質です。

「治安維持法」再来を阻み

戦前の日本で、思想・言論弾圧に猛威をふるった治安維持法も、法案提出の際は“労働運動をする人が拘束されるようなことをいうのははなはだしい誤解だ”と政府は説明しました。しかし、実際は労働運動はじめ宗教者、学生、自由主義者など幅広い人たちが弾圧の対象になりました。この痛苦の過ちを繰り返してはなりません。

100人を超す刑法研究者が法案反対声明を出すなど批判は広がっています。この声を無視し暴走することは絶対に許されません。

### ■【しんぶん赤旗】共謀罪新設法案/名前を変えても本質変わらぬ(1月13日)

安倍晋三政権が、国民の強い批判で3度も廃案となった共謀罪を導入する組織犯罪処罰法改定案を、今度は「テロ等準備罪」と名前を変え、20日召集の国会に提出することを表明しています。昨年の臨時国会でTPP協定、年金カット法、カジノ法などを次々強行したことに続き、人権を侵す危険な共謀罪法案の4度目となる国会提出を行い、なんとしても成立させようとする。安倍政権の強権・暴走姿勢はあまりに異常です。

「テロ対策」理由にならず

政府は、共謀罪導入の理由に▽国際的なテロ犯罪の取り締まりの緊急性▽国際機関から法整備を求められていることを挙げます。

しかし、もともと“国際的な取り締まり”というのは、麻薬取引など国境を越えた犯罪の取り締まりを目指したもので、テロを直接の対象にしていません。テロの取り締まりについても、日本にはテロ資金提供処罰法など対応できる法律はすでに複数あります。テロには、殺人罪など刑法規定も適用されます。それらの法律の多くには、計画・準備段階でも処罰対象にする規定もあり、共謀罪がないと対応できないことはありません。

国際機関からの法整備の要請も、「共謀罪」にあたる規定を一律に設けよというのではなく、国際的組織犯罪防止条約に適合した法的対応を求められているもので、各国の実情に応じた立法をすればいいわけです。なにがなんでも共謀罪規定を設けるため「国際的要請」を持ち出すやり方は、ご都合主義以外の何物でもありません。

共謀罪の本質は、「犯罪を行うことを相談、計画した」というだけで処罰をするところにあります。政府は、資金準備など「準備行為」をしたという要件を新たに付け加えるから「相談、計画」だけで処罰をされることはないと説明します。しかし準備行為は極めてあいまいで、相談参加者の1人が「準備」

をすれば適用されるとしています。これでは、他の「参加者」にとっては「準備行為をしなくても犯罪とされる」ことには変わりありません。「組織的犯罪に限定されている」といいますが、その組織も既成の組織だけでなく、その犯罪のためにつくられた集団（2人以上）も該当するとされています。どうにでも拡大解釈することは可能で、なんの限定にもならないのは明白です。

政府は、一定の範囲の重い犯罪（4年以上の懲役または禁錮に該当する場合）の全てに「共謀を罰する」規定を入れることを検討しています。そうなれば676に及ぶ犯罪に適用され、不当な取り締まりや冤罪が引き起こされる危険が、いっそう大きくなります。

歴史の逆行を許さない

近代の刑罰法は、単なる発言だけでは、犯罪を実行するかどうかは不明のまま思想・信条を処罰する危険があるので、刑罰は犯罪行為が実行された場合のみを対象とする原則を確立してきました。共謀罪はこの流れに逆行します。

また、「共謀」を犯罪行為とし、実行行為でなく相談・準備を取り締まることは、捜査方法としても盗聴やGPS利用など事件に関係ない人の人権までも侵害されかねません。密告が奨励され、冤罪を多発させる恐れも増大します。

「戦争する国」づくりと一体で共謀罪導入を狙う安倍政権の暴走を許さないたたかいが、急務です。